

令和6年度 建築物解体工事等における環境調査結果

【概 要】

県が所管する区域（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市を除く区域）において、大気汚染防止法第18条の17に基づく届出が行われた特定粉じん排出等作業のうち、大規模解体工事等について作業基準の遵守状況等を確認するため、工事現場の周辺で大気中のアスベスト濃度を測定した。

【調査結果】

令和6年度に実施した建築物等の解体等工事現場周辺における環境調査の結果（アスベスト繊維数濃度）は、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の濃度基準<sup>※1</sup>（1本/L）を下回った。

表 令和6年度アスベスト環境調査結果

| No. | 建築物所在地  | 建築物<br>延べ面積<br>(㎡) | アスベスト<br>使用面積<br>(㎡) | 測定日    | 測定結果（本/L）※2 |         |                                         |                        |                                         |
|-----|---------|--------------------|----------------------|--------|-------------|---------|-----------------------------------------|------------------------|-----------------------------------------|
|     |         |                    |                      |        | 建築物等周辺      |         |                                         | （ 参 考 ）<br>集じん・排気装置排気口 |                                         |
|     |         |                    |                      |        | 位相差顕微鏡※3    |         | 電子顕微鏡                                   | 位相差顕微鏡                 | 電子顕微鏡                                   |
|     |         |                    |                      |        | 総繊維数濃度      |         | ※4<br>アスベスト<br>繊維数濃度<br>最大値<br>(総繊維数濃度) | 総繊維数<br>濃度<br>最大値      | ※5<br>アスベスト<br>繊維数濃度<br>最大値<br>(総繊維数濃度) |
|     |         |                    |                      |        | 最大値         | 最小値     |                                         |                        |                                         |
| 1   | 小田原市栄町  | 14,382             | 17                   | 4月18日  | 0.45        | 0.36    | －                                       | －                      | －                                       |
| 2   | 小田原市栄町  | 14,382             | 17                   | 5月22日  | 0.28        | 0.056未満 | －                                       | －                      | －                                       |
| 3   | 秦野市北矢名  | 1,139              | 666                  | 6月25日  | 0.62        | 0.45    | －                                       | －                      | －                                       |
| 4   | 小田原市栄町  | 14,382             | 17                   | 8月6日   | 0.85        | 0.56    | －                                       | －                      | －                                       |
| 5   | 秦野市渋沢上  | 1,622              | 212                  | 8月9日   | 0.93        | 0.34    | －                                       | －                      | －                                       |
| 6   | 厚木市旭町   | 250                | 525                  | 8月15日  | 3.9         | 0.28    | 0.44未満（7.5）                             | －                      | －                                       |
| 7   | 厚木市旭町   | 250                | 525                  | 8月17日  | 0.73        | 0.17    | －                                       | －                      | －                                       |
| 8   | 厚木市旭町   | 250                | 525                  | 8月24日  | 0.34        | 0.19    | －                                       | －                      | －                                       |
| 9   | 座間市相武台  | 415                | 623                  | 8月26日  | 0.28        | 0.11    | －                                       | －                      | －                                       |
| 10  | 伊勢原市白根  | 8,748              | 1,171                | 9月17日  | 0.59        | 0.31    | －                                       | －                      | －                                       |
| 11  | 大和市下鶴間  | 760                | 785                  | 10月15日 | 0.42        | 0.11    | －                                       | －                      | －                                       |
| 12  | 鎌倉市由比ガ浜 | 4,664              | 215                  | 12月27日 | 0.93        | 0.50    | －                                       | －                      | －                                       |
| 13  | 鎌倉市腰越   | 1,533              | 232                  | 1月21日  | 0.45        | 0.22    | －                                       | －                      | －                                       |

※1 吹付け石綿等の除去を行う場所の周辺における大気中のアスベスト繊維数濃度の基準です。（令和3年10月1日施行）

※2 「アスベストモニタリングマニュアル(第4.2版)」(環境省)に基づき測定を実施しました。

- ・位相差顕微鏡法で総繊維数を計数する。
- ・位相差顕微鏡法の測定結果(総繊維数濃度)が1本/Lを超過したものについては、電子顕微鏡によりアスベストを同定して計数する。

※3 複数箇所にて採取した試料を位相差顕微鏡で測定した結果の最大値及び最小値を示しています。

※4 分析走査電子顕微鏡で測定したアスベスト繊維数濃度の最大値が確認された箇所（全ての箇所にて検出下限値未満の場合は、分析走査電子顕微鏡で測定した総繊維数濃度の最大値が確認された箇所）の結果を示しています。（括弧内は同じ箇所の総繊維数濃度の結果です。）なお、位相差顕微鏡法の測定結果(総繊維数濃度)が1本/L以下の場合は、※2に示すとおり電子顕微鏡法による測定の必要がないため、結果は「－」と表示しています。

※5 分析走査電子顕微鏡で測定したアスベスト繊維数濃度を示しています。（括弧内は総繊維数濃度の結果です。）なお、位相差顕微鏡法の測定結果(総繊維数濃度)が1本/L以下の場合、※2に示すとおり電子顕微鏡法による測定の必要がないため、また、建築物等の敷地境界等における石綿繊維数濃度が1本/L未満であった場合、国がマニュアルで示しているアスベストの漏洩の目安を下回っていることから、測定を行っていないため、結果は「－」と表示しています。（位相差顕微鏡法の測定結果も「－」となっているものは測定箇所として選定していないものです。）